

平成 20 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 鶴弥
代表者名 代表取締役社長 鶴見 哲
(コード番号 5386 東証第 2 部・名証第 2 部)
問合せ先 開発室長 小栗 和彦
T E L 0569-49-0550

和解による訴訟解決に関するお知らせ

平成 19 年 1 月 22 日付けでお知らせいたしました、特許権侵害差止等請求訴訟について当社と丸栄陶業株式会社（以下、同社という）との間で平成 20 年 6 月 3 日に包括的な和解が成立いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 19 年 1 月 22 日に、当社は同社が製造販売を行う一部製品が当社の保有する洋形平板瓦スーパートライ 110 に関わる複数の特許及び意匠（以下、本件特許等という）を侵害するとして、同社の一部製品の製造販売禁止及び損害賠償を求め、大阪地方裁判所に訴訟を提起いたしました。

当社と同社は、話し合いを続けた結果、大阪地方裁判所にて和解調書をもって裁判上の和解をいたしました。

2. 裁判上の和解の日

平成 20 年 6 月 3 日

3. 和解内容の骨子

- ・ 原告及び被告は、原告の有する本件特許等に関する全ての訴訟及び無効審判を取り下げる。
- ・ 原告は、被告に対して本件特許権等の持分 100 分の 1 について共有持分権を譲渡する。
- ・ 被告は、原告の本件特許権等について疑義のある新商品開発をしたこと並びに、ホームページ等において原告の権利行使に対して「恫喝的」等の表示をしたことについて遺憾の意を表する。
- ・ 被告は、原告が本件特許権を有する事実を尊重し、今後原告の権利の有効性について争わない。
- ・ 原告及び被告は、本件特許権等の有用性を評価し、今後は両社が本件特許権等を共有し、共同して本件特許製品及び登録意匠製品の普及を図るものとする。

4. 業績に与える影響

本和解が当社の業績に与える影響はございません。

以 上